

新しい幸せを、わかすこと。



第66回 定時株主総会 招集ご通知添付書類 事業報告

平成27年1月1日から平成27年12月31日まで

新しい幸せを、わかすこと。



エコ＊
リラ＊
キレイ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。
また、この印刷物は、環境にやさしい[FSC認証紙]
[ベジタブルインキ]を使用しています。

株式会社ノーリツ

証券コード 5943

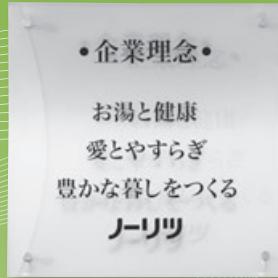
- 1. 企業集団の現況に関する事項 2
- 2. 会社の株式に関する事項 12
- 3. 会社の新株予約権等に関する事項 12
- 4. 会社役員に関する事項 13
- 5. 会計監査人の状況 16
- 6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要 17
- 7. 会社の支配に関する基本方針 21

- 連結貸借対照表 23
- 連結損益計算書 24
- 連結株主資本等変動計算書 25

- 貸借対照表 26
- 損益計算書 27
- 株主資本等変動計算書 28

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本 29
- 会計監査人の監査報告書謄本 30
- 監査役会の監査報告書謄本 31

企業理念



企業理念

お湯と健康

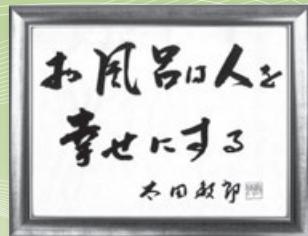
当社商品がもたらす温かさ・清らかさ・健やかさを象徴し、当社の出発点です。

愛とやすらぎ

思いやりのある、人間味あふれた、きめこまかい、やすらぎに満ちた事業や商品でありたいということです。

豊かな暮らしをつくる

物的な豊かさはもちろんのこと、心の豊かさが求められていることについて、従業員が一丸となって取り組むことが社会的責任です。



創業の原点

ノーリツの歴史は、1951年に能率風呂工業を創設したことに始まります。創業の原点「お風呂は人を幸せにする」。このメッセージには、戦後復興期において人々の生活水準を向上させたいという情熱が凝縮されていました。

(添付書類) 事業報告 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融政策等を背景として企業収益や雇用・所得環境の改善がみられるなど緩やかな回復傾向で推移いたしました。しかしながら、国内の個人消費においては、消費税増税後の低迷から脱しつつも、実質賃金の低下などを理由に依然として慎重な購買姿勢が続いています。また、海外経済においても、米国・欧州経済が回復に向かう中、中国経済の成長鈍化や新興国経済の減速など不安定な要素を抱え、景気の先行きは不透明な状況下にあります。

国内住宅設備業界におきましては、新設住宅着工戸数が増加するものの、円安による原材料の仕入れ価格高騰や建設労働者の不足など厳しい環境が続いています。

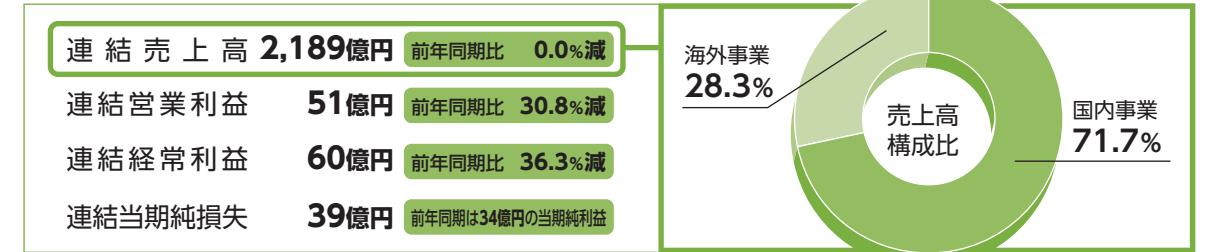
このような状況のもと、当社グループは中期経営計画『Vプラン16』に基づき、国内事業の回復、海外事業の更なる業績拡大に向け、成長事業の育成やコスト競争力の強化などを重点課題として取り組んでまいりました。

国内事業におきましては、高効率給湯器、ガスビルト

インコンロ、コジェネレーションシステムなどの拡販に取り組んでまいりました。海外事業におきましては、中国、北米などを中心に業績拡大を図りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,189億9百万円(前年同期比0.0%減)となりました。利益面につきましては、付加価値商品の拡販やコスト削減に努めましたが、営業利益は51億23百万円(同30.8%減)、経常利益は60億13百万円(同36.3%減)となりました。

当期純損益につきましては、櫻花衛厨(中国)股份有限公司の業績が計画を下回っており、Sakura(Cayman) Co.,Ltd.および櫻花衛厨(中国)股份有限公司に係るのれんを一括償却したこと、一部製品に使用した部品の保証期間延長による製品保証引当金繰入額を計上したこと、業績が悪化した厨房分野と住設システム分野において固定資産の減損損失を特別損失に計上したことなどにより、当期純損失39億58百万円(前年同期は34億79百万円の当期純利益)となりました。



国内事業

売上高 **1,631億67百万円**

前年同期比
7.0%減

営業利益 **35億95百万円**

前年同期比
36.0%減

当連結会計年度の国内事業セグメントは、売上高が1,631億67百万円(前年同期比7.0%減)、営業利益が35億95百万円(同36.0%減)となりました。

温水空調分野では、集合住宅用「スリムGT-C63シリーズ」、業務用「GQ-C32WZシリーズ」などの製品ラインナップ拡充を図り、高効率ガス給湯器「エコジョーズ」、高効率石油給湯機「エコフィール」の販売を強化することで環境配慮商品の普及に努め、高効率給湯器の販売構成比は高まりました。しかしながら、需要が低迷し同分野の売上高は減少となりました。

厨房分野では、4月に次世代型グリルの「マルチグリル」を搭載した新ブランド「プログレ」、9月にはデザイン性を

重視した新ブランド「ピアット」を発売し、中高級品を中心にテレビCMとも連動した営業活動を展開しました。しかしながら、需要が低迷した上半期の影響もあり、同分野の売上高は減少となりました。

住設システム分野では、システムキッチンのブランドを新ブランド「レシピア」に集約して4月に発売し、「ジャストリフォーム」「ワーク型」などの特長を訴求した営業活動に取り組みました。また、システムバスも「ユパティオ」「ユパティオヒロイ」のブランドに集約して7月に発売し、「おそうじ浴槽」などの当社独自の機能を活かした営業活動に取り組みました。しかしながら、同分野の売上高は減少となりました。

海外事業

売上高 **662億67百万円**

前年同期比
24.1%増

営業利益 **15億27百万円**

前年同期比
14.6%減

当連結会計年度の海外事業セグメントは、売上高が662億67百万円(前年同期比24.1%増)、営業利益が15億27百万円(同14.6%減)となりました。

中国においては、経済成長が鈍化する中、能率(中国)投資有限公司は、上海市以外の販売エリアや新規チャンネルで拡販しました。また、櫻花衛厨(中国)股份有限公司は、レンジフードやガスコンロの新製品などを拡販したことな

(注)上記文中の各事業セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

どにより、それぞれ売上高が増加しました。北米においては、タンク式給湯器の規制改正による駆け込み需要の煽りを受け、瞬間式給湯器の販売が落ち込みましたが、ガス給湯器「EZTR」が好評を得たことなどにより売上高が増加しました。また、前年末に買収した豪州温水機器メーカー Dux Manufacturing Limited を連結の範囲に加えたことも売上高増加の一因となっております。

企業集団のセグメント別販売実績

(単位:百万円)

事業区分	第65期	第66期	前年同期比増加率
国内事業	169,894	156,962	△7.6%
海外事業	49,049	61,946	26.3%
合計	218,943	218,909	△0.0%

(2)設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資額につきましては、83億59百万円であります。その内訳は、生産設備ならびに基本設備の整備、更新等42億52百万円、金型24億55百万円、ソフトウェア等16億52百万円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および銀行からの短期借入金にてまかなっております。

(4)対処すべき課題

当社グループは、収益性の向上と資本効率の向上という観点に基づき策定した、2011年から2016年まで6か年の中期経営計画『Vプラン16』の達成に取り組んでおります。また、「新しい幸せを、わかすこと。～人と地球の笑顔に向けて、暮しの感動を追求するノーリツグループ～」をグループビジョンとし、環境、安全、快適、健康、美容をキーワードにお客さま満足度の向上を図っていく企業グループを目指してまいります。

『Vプラン16』を通してグループビジョンの実現を果たし、経営基盤の安定と持続的成長を実現するためには、お

客さまや社会が抱える共通の課題を事業戦略に組み込み、それを積極的に解決していくことが重要と考えております。

当社グループにおける国内事業を取り巻く環境は、消費税増税の駆け込み需要の影響から脱しつつあるものの、再増税による消費低迷の懸念など厳しい状況が想定されます。また、成長事業に位置付けている海外事業においても、主要エリアである中国の経済成長の鈍化や不安定な為替変動など先行き不透明な環境となっております。

このような環境を踏まえ、当社は、『Vプラン16』で掲げた当初計画を修正し(6頁別表参照)、国内・海外両事業

の課題を見定め持続的成長を目指してまいります。

【2016年度 国内事業の重点施策】

- 1) 温水空調分野：①高効率給湯器の拡販
②部品共通化、製品統廃合などによる原価低減
- 2) 厨房分野：中高級品の拡販による収益性向上
- 3) 住設システム分野：リフォーム需要獲得による収益性改善
- 4) ㈱長府製作所との業務提携の具体化

1) 温水空調分野

今後、より一層厳しくなる環境規制に対応するためにも、高効率ガス給湯器「エコジョーズ」、高効率石油給湯機「エコフィール」のラインナップをさらに充実させてまいります。また、「ハイブリッド給湯・暖房システム」「エコウィル」「エネファーム」などの製品群を取り揃えることにより、お客様の生活スタイルに最適な製品を提案してまいります。加えて、主要製品の部品共通化や製品統廃合を進めることにより原価低減を図ってまいります。

2) 厨房分野

マルチグリルを中心とした調理機能、安全性や清掃性などを特長とするガスビルトインコンロおよび周辺機器の提案を強化することにより、特に中高級品の拡販に努めてまいります。また、生産ラインの改善や自動化の推進による生産効率の向上と部品共通化を含む設計見直しなどにより抜本的な原価低減を進めてまいります。

3) 住設システム分野

「ジャストリフォームキッチン」や「おそうじ浴槽標準装備のシステムバス」の販売を強化するとともに、お客様の生活スタイル、お好みに合った製品を提案してまいります。また、リフォーム向けの販売を拡大し、収益性を高めてまいります。

4) ㈱長府製作所との業務提携の具体化

両社保有の製品および部品の相互供給の実現を図ってまいります。また、アフターサービスの相互補完を具体化してまいります。

【2016年度 海外事業の重点施策】

- 1) 中国：①能率(中国)投資有限公司の販売エリア拡大とインターネット販売の強化
②櫻花衛厨(中国)股份有限公司の再建
- 2) 北米：環境配慮商品の拡販
- 3) その他：Dux Manufacturing Limitedとのシナジー効果創出

1) 中国

能率(中国)投資有限公司においては、高いシェアを誇る上海市、同市周辺エリアおよびインターネットでの拡販、ならびに自動化の推進による生産効率向上を進めてまいります。

櫻花衛厨(中国)股份有限公司においては、高級品の販売を強化し、生産、販売および在庫の仕組み改善や販売促進費の管理強化による経営コスト低減を課題として取り組んでまいります。

2) 北米

タンク式給湯器からタンクレス給湯器への取り替えを容易にする北米仕様製品の拡販と高効率ガス給湯器の普及に取り組んでまいります。

3) その他

豪州市場においては、従来からのタンク式給湯器の拡販に加え、当社からの高効率ガス給湯器の供給により事業拡大に取り組んでまいります。

一方、中長期的な視点に立ち、当社グループが社会と共に成長する企業グループを目指すうえで取り組むべき課題は次のとおりであります。

【CSR優先課題】

- 1) 品質向上への取り組み
- 2) 環境への取り組み
- 3) 社会貢献への取り組み
- 4) コーポレートガバナンスへの取り組み

品質面においては、お客さまに長く安心してご使用いただけるよう、現場対応力、品質管理およびサービスの仕組みをレベルアップすることにより、継続的に「設計品質」「生産品質」「市場品質」の向上を図ってまいります。

環境面においては、エコファーストを宣言する環境先進企業として、製品や事業活動を通じて低炭素社会の実現に貢献してまいります。特に温室効果ガスの排出低減に向けて「エコジョーズ」「エコフィール」「ハイブリッド給湯・暖房システム」などの製品ラインナップ拡充はもとより、コージェネレーションや自然エネルギーを活用した太陽熱温

水器などの製品開発と普及を推し進めてまいります。

社会貢献においては、障がい者の自立支援や震災復興支援など地域社会貢献活動にも注力してまいります。

コーポレートガバナンスへの取り組みにおいては、ガイドラインを制定し、実効的なコーポレートガバナンスの実現を図ってまいります。

当社グループは、中期経営計画「Vプラン16」を通して、グループ全体の企業価値向上を目指してまいります。

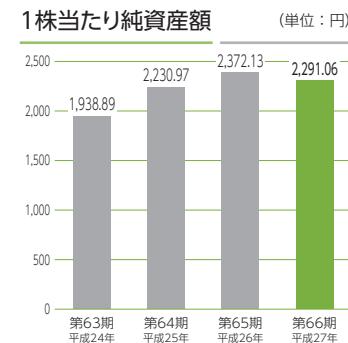
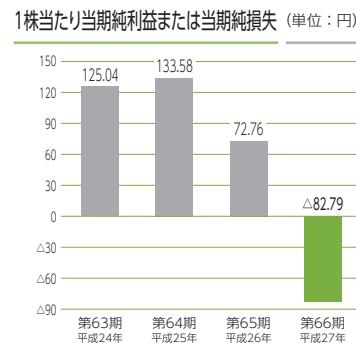
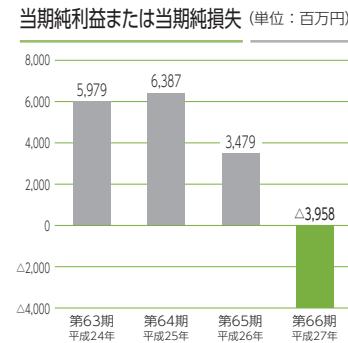
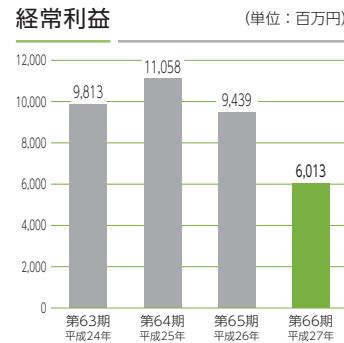
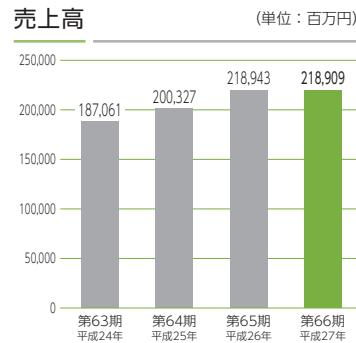
(別表)

<中期経営計画「Vプラン16」(2016年業績計画を修正)>
(単位:億円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
連結業績	2,200	70	77	46
国内事業	1,560	45	—	—
海外事業	640	25	—	—

(5)直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	第63期 平成24年12月期	第64期 平成25年12月期	第65期 平成26年12月期	第66期 平成27年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	187,061	200,327	218,943	218,909
経常利益 (百万円)	9,813	11,058	9,439	6,013
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	5,979	6,387	3,479	△3,958
1株当たり当期純利益または当期純損失 (△) (円)	125.04	133.58	72.76	△82.79
総資産 (百万円)	159,910	191,324	206,061	197,022
純資産 (百万円)	92,724	109,673	118,244	113,731
1株当たり純資産額 (円)	1,938.89	2,230.97	2,372.13	2,291.06



(6)重要な親会社および子会社の状況

- 親会社との関係
該当事項はありません。
- 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株) エヌティールエス	50,000 千円	100.0%	温水機器等の修理・保守
ノーリツ住設(株)	10,000 千円	100.0	温水機器等の販売
(株) エスコアハーツ	30,000 千円	100.0	シェアードサービス・温水機器の部品類の製造
(株) ノーリツキャピタル	30,000 千円	100.0	グループ内キャッシュ・マネジメント・サービス
大成工業(株)	95,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
信和工業(株)	10,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
関東産業(株)	22,000 千円	100.0	住設システム機器の製造
(株) アールビー	88,809 千円	100.0	温水機器・住設システム機器の製造
(株) ハーマン	310,000 千円	100.0	温水機器・厨房機器の製造・販売
(株) 多田スミス	100,000 千円	100.0	厨房機器の部品類の製造
(株) エス・ビー・シー	18,000 千円	100.0	温水機器等の販売・施工
能率(上海)住宅設備有限公司	3,600 万米\$	100.0 (85.8)	温水機器の製造
能率(中国)投資有限公司	3,550 万米\$	100.0	中国の生産会社の統括管理および温水機器の販売
NORITZ AMERICA CORPORATION	1,570 万米\$	100.0	北米での温水機器の販売
能率電子科技(香港)有限公司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の部品類の調達・販売
能率香港有限公司	10 万香港\$	100.0	香港等での温水機器等の販売
東莞大新能率電子有限公司	750 万香港\$	100.0 (100.0)	温水機器等の部品類の製造
櫻花衛厨(中国)股份有限公司	32,000 万人民币	55.6 (49.5)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	8,000 万人民币	55.6 (100.0)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	4,600 万豪\$	100.0	持株会社
Dux Manufacturing Limited	0 万豪\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売

- (注) 1. 重要な子会社につきましては、当連結会計年度における主要な連結子会社21社を記載しております。
 2. 東莞大新能率電子有限公司は、能率電子科技(香港)有限公司の100%子会社であります。
 3. 佛山市櫻順衛厨用品有限公司は、櫻花衛厨(中国)股份有限公司の100%子会社であります。
 4. Dux Manufacturing Limitedは、NORITZ AUSTRALIA PTY LTDの100%子会社であります。
 5. (株)エス・ビー・シーは、平成27年7月1日付で、当社が全株式を取得したため、同日付で当社の100%子会社となりました。
 6. 出資比率の()内は、当社子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(7) 主要な事業内容

温水空調分野	ガス温水関連機器(ガスふろ給湯器、ガス給湯器、ガスふろがま、ガス温水暖房機)、オイル・空調関連機器(石油ふろ給湯機、石油給湯機、石油温水暖房機、暖房端末機器)
厨房分野	ガスコンロ、食器洗浄乾燥機、ガスオープンレンジ、ガス小型湯沸器
新エネルギー分野	太陽熱温水器、コジェネレーション
住設システム分野	システムバス、システムキッチン、洗面化粧台、浴槽、ろ過システム
その他分野	コンポーネント事業関連部品、新規事業、外注工事関連、修理サービス

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

本	店	神	戸	市	中	央	区
北	社	札	幌	市	厚	別	区
日	支	東	京	都	新	宿	区
関	社	名	古	屋	市	昭	和
東	支	大	阪	市	此	花	区
中	社	福	岡	市	博	多	区
部	支	兵	庫	県	明	石	市
西	社	兵	庫	県	明	石	市
日	支	加	古	川	市		
本	支						
石	社						
明	工						
明	場						
加	場						

② 子会社の主要な営業所および工場

(株) エヌティールエス	東	京	都	杉	並	区
ノーリツ住設(株)	大	阪	府	吹	田	市
(株) エスコアーツ	兵	庫	県	加	古	郡
(株) ノーリツキャピタル	神	戸	市	中	央	区
大成工業(株)	兵	庫	県	明	石	市
信和工業(株)	兵	庫	県	明	石	市
関東産業(株)	群	馬	県	前	橋	市
(株) アールビー	茨	城	県	土	浦	市
(株) ハーマン	大	阪	市	此	花	区
(株) 多田スミス	兵	庫	県	朝	来	市
(株) エス・ビー・シー	埼	玉	県	川	口	市
能率(上海)住宅設備有限公司	中	華	人	民	共	和
	上	海	市			
能率(中国)投資有限公司	中	華	人	民	共	和
	上	海	市			
NORITZ AMERICA CORPORATION	ア	メ	リ	カ	合	衆
	カ	リ	フ	ォ	ル	ニ
能率電子科技(香港)有限公司	中	華	人	民	共	和
	香	港	特	別	行	政
能率香港有限公司	中	華	人	民	共	和
	香	港	特	別	行	政
東莞大新能率電子有限公司	中	華	人	民	共	和
	広	東	省	東	莞	市
櫻花衛厨(中国)股份有限公司	中	華	人	民	共	和
	江	蘇	省	昆	山	市
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	中	華	人	民	共	和
	広	東	省	佛	山	市
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	オ	ー	ス	ト	ラ	リ
	ア	連	邦			
Dux Manufacturing Limited	ニ	ュ	ー	サ	ウ	ス
	ウ	ェ	ー	ル	ズ	州
	オ	ー	ス	ト	ラ	リ
	ア	連	邦			
	ニ	ュ	ー	サ	ウ	ス
	ウ	ェ	ー	ル	ズ	州

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数(人)	前期末比増減(人)
国内事業	4,483(1,229)	△196(△ 37)
海外事業	4,619(488)	24(△ 234)
全社(共通)	151(12)	3(3)
合計	9,253(1,729)	△169(△ 268)

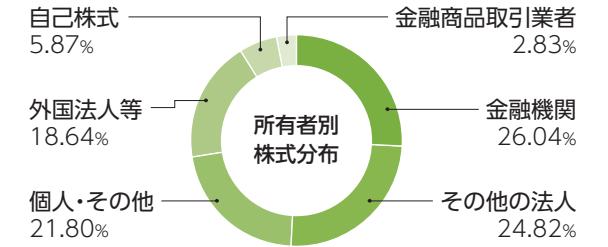
(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄および前期末比増減欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)は、本社管理部門等であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社群馬銀行	300百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 156,369,000株
- (2) 発行済株式の総数 50,797,651株
- (3) 株主数 5,411名



	持株数(株)	株主数(名)
金融機関	13,231,648	36
その他の法人	12,605,976	223
個人・その他	11,072,836	4,975
外国法人等	9,466,727	149
自己株式	2,983,132	1
金融商品取引業者	1,437,332	27

(4) 大株主の状況

順位	株主名	持株数(株)	議決権比率(%)
1	第一生命保険株式会社	2,967,000	6.21
2	ノーリツ取引先持株会	2,233,309	4.67
3	株式会社三井住友銀行	2,199,695	4.60
4	エムエスアイピークライアントセキュリティーズ	2,192,800	4.59
5	ノーリツ従業員持株会	1,383,715	2.89
6	太田敏郎	1,350,100	2.82
7	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,261,600	2.64
8	日本電気硝子株式会社	1,119,300	2.34
9	T O T O 株式会社	1,100,300	2.30
10	株式会社群馬銀行	1,087,000	2.27

(注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
 2. 当社は自己株式2,983,132株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 3. 議決権比率は、自己株式2,983,132株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 代表執行役員	國井 総一郎	
取締役 専務執行役員	大滝 俊之	海外事業統括、国際事業本部長、能率(中国)投資有限公司董事長 能率香港有限公司董事長、NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director
取締役 専務執行役員	仲村 貴文	国内事業統括、マーケティング統括部・品質保証推進統括部・ ものづくり技術統括部・生産統括部を管掌
取締役 常務執行役員	小関 良之	管理本部長、健康保険組合理事長、企業年金基金理事、広報室を管掌
取締役 常務執行役員	水間 勉	営業本部長
取締役 常務執行役員	腹巻 知	研究開発本部長
取締役	小川 泰彦	公認会計士小川泰彦事務所代表、(株)大阪取引所社外監査役
常勤監査役	明里 一平	
常勤監査役	澤田 考之	
監査役	永原 憲章	神戸十五番館法律事務所代表、日工(株)社外取締役
監査役	高橋 秀明	

- (注) 1. 取締役小川泰彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 取締役小川泰彦氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 監査役永原憲章、高橋秀明の両氏は、会社法第2条第16号および同第335条第3項に定める社外監査役であります。
 4. 常勤監査役澤田考之氏は、長年当社の財務部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役永原憲章氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役高橋秀明氏は、金融機関における長年の経験および会社経営者としての豊富な経験があり、財務、会計および会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 取締役小川泰彦ならびに監査役永原憲章および高橋秀明の社外役員3氏につきましては、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
 8. 取締役専務執行役員大滝俊之氏の担当および重要な兼職の状況は、平成28年1月1日付で、国際事業本部長、能率(中国)投資有限公司董事長、能率香港有限公司董事長、NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Directorとなっております。
 9. 取締役専務執行役員仲村貴文氏の担当および重要な兼職の状況は、平成28年1月1日付で、国内事業本部長となっております。
 10. 取締役常務執行役員水間勉氏の担当および重要な兼職の状況は、平成28年1月1日付で、国内事業本部生産本部長となっております。

11. 当社は執行役員制度を導入しております。平成28年1月1日現在の執行役員(執行役員を兼務する取締役を除きます。)は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	水野 誠	国内事業本部 営業本部長
上席執行役員	野崎 恭介	国内事業本部 マーケティング部長
執行役員	永橋 啓一	研究開発本部
執行役員	丹波 俊二	国内事業本部 生産本部 副本部長 能率電子科技(香港)有限公司董事長 東莞大新能率電子有限公司董事長
執行役員	河村 一郎	国際事業本部 国際事業部長兼中国事業推進室長 Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長 Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長
執行役員	澤本 宏明	総合企画部長
執行役員	江上 豊彦	品質保証推進本部
執行役員	道清 伸一	管理本部 人事部長
執行役員	久保田 典男	品質保証推進本部長
執行役員	東内 雅典	研究開発本部 副本部長
執行役員	久内 雅志	研究開発本部 ものづくり技術部長
執行役員	廣岡 一志	国内事業本部 営業本部 副本部長
執行役員	常深 忠雄	国内事業本部 営業本部 副本部長
執行役員	廣澤 正峰	能率(中国)投資有限公司董事兼總經理 能率(上海)住宅設備有限公司董事長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額
取締役	10名	234,722千円
監査役	4名	49,349千円
合計	14名	284,072千円

- (注) 1. 上記の取締役の人員には、平成27年3月27日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬限度額につきましては、平成19年3月29日開催の第57回定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額につきましては、平成15年3月28日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	小川 泰彦	公認会計士小川泰彦事務所代表(株)大阪取引所社外監査役	記載すべき関係はありません。
監査役	永原 憲章	神戸十五番館法律事務所代表日工(株)社外取締役	記載すべき関係はありません。
監査役	高橋 秀明	重要な兼職はありません。	—

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	小川 泰彦	当事業年度開催の取締役会全16回のうち15回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	永原 憲章	当事業年度開催の取締役会全16回のうち全回に出席し、また当事業年度開催の監査役会全13回のうち全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	高橋 秀明	当事業年度開催の取締役会全16回のうち全回に出席し、また当事業年度開催の監査役会全13回のうち全回に出席し、金融機関での長年の経験および会社経営者としての豊富な経験から幅広い視点での発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役1名および社外監査役2名との間でそれぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 社外役員の報酬等の総額

取締役1名	6,000千円
監査役2名	7,776千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	67,900千円
当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	73,475千円

なお、当社連結子会社である能率(中国)投資有限公司、能率(上海)住宅設備有限公司、能率香港有限公司、能率電子科技(香港)有限公司、東莞大新能率電子有限公司、櫻花衛厨(中国)股份有限公司、佛山市櫻順衛厨用品有限公司、NORITZ AUSTRALIA PTY LTD、Dux Manufacturing Limitedは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び水準について確認し、当年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制及び監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、「内部統制の文書化及び評価に関するアドバイザリー業務」について委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。なお、平成27年5月12日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」について会社法等の関係法令の改正を踏まえた変更等を行ったうえ、当該体制を継続することを決定しました。

業務の適正を確保するための体制

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定して、その遵守を図る。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員(CCO)を選任し、コンプライアンス経営を推進する。
- ③ 当社グループの各部門長をコンプライアンス責任者とする。当該責任者は、各部門におけるコンプライアンス活動を推進し、報告を受けたコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為を発見した場合、法務担当部門に報告するとともに、当該行為の是正、解決を図る。
- ④ 法務担当部門は、当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。
- ⑤ 内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、①株主総会議事録、②取締役会議事録、③監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、④当社委員会・会議等の各議事録、⑤決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書(電磁的記録を含む)により保存する。また、保存期間および保存部門は同規程において定める。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、「品質保証委員会」および「CSR委員会」等において、当社グループ全体の事業活動推進にあたって想定されるリスクについて評価し、対応方針・具体的対策等を検討して各部門へ指示等を行う。特に、品質問題については品質保証担当部門が当社グループ全体の品質保証業務を横断的に統括管理し、迅速・正確に問題の解決を図る。

- ② 「危機管理規程」を制定し、企業リスクを事前に回避するとともに、被害発生時にその損害額を最小化するために、全社リスク統括責任者である管理本部長を中心として、当社グループ全体のリスク管理体制構築の活動を推進する。
- ③ 監査担当部門が各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- ② 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ③ 執行役員制度を導入することにより経営の意思決定、監督と職務執行の機能を明確に分離し、取締役の機能強化ならびに職務の効率性を確保する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社子会社の取締役は、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事故もしくは事件等が発生、または発生を予見した場合、「関係会社管理規程」などの社内規程に基づいて、直ちに関連当事者および関連部門へ報告する。
- ② 当社子会社の取締役は、営業成績、財務状況、および「関係会社管理規程」などの社内規程に定められたその他重要な情報につき、定期的に関連当事者または関連部門へ報告する。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営企画担当部門は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案・推進を行う。
- ② 当社子会社は、当社と協議して決定した戦略に基づき、政策立案・活動を行う。
- ③ 当社子会社に対する支援業務および管理業務は、「関係会社管理規程」に基づき、所定の当社部門が行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助する期間・必要人数を確認し、適任者を選定して、監査役会の承認の上で当該使用人を任命する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会は、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づき、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制の内容について決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請する。
- ② 補助期間内における当該使用人への指示・命令・評価は監査役会が行う。
- ③ 当該使用人は、監査役会の職務補助を専任として行う。ただし、監査役会の同意を得て兼任させることができる。

(9) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ① 各監査役は、取締役会への出席はもちろん、その他の会議への出席権限を有し、取締役および使用人は、当社経営に重大な影響をおよぼす可能性のある事項については、当該会議において監査役に報告する他、緊急を要する場合は、その都度監査役に報告する。監査役は必要に応じ、いつでも、取締役または使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役会は、「監査役会規程」に基づき、取締役に対し、取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の整備を要請する。
- ③ 「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、企業倫理担当役員は、ノーリツグループ全体の内部通報についての調査結果を、適宜、監査役に報告する。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役に報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な処遇、不当な処分を行わない。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス違反を通報した者は、「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、不利益な処遇、不当な処分を一切うけず、不利益な処遇、不当な処分を行った者は、就業規則により懲戒に処する。

(11) 監査役会の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、職務上必要と認める費用についてあらかじめ予算計上しておくことが求められ、緊急又は臨時に支出した費用であっても、事後、償還を請求することができる。

(12) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査担当部門とは適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言および意見交換を行う。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を運用しています。

当社グループ全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、「職務権限規程」および「関係会社管理規程」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備するとともに、当社子会社の取締役を対象とする役員研修や定期的なコンプライアンス研修を実施し、「ノーリツグループ行動基準」の浸透定着を図っています。

また、「危機管理規程」等の企業リスク関連規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築しています。

加えて、監査役監査の実効性確保を目的として、監査役および監査役会の職責と監査体制を定めた「監査役監査基準」および「監査役会規程」等の規程類を整備するとともに、取締役から独立して監査役の職務補助を専任として行う使用人を選任しています。

「内部統制システム構築に関する基本方針」の取り組み結果については、取締役会において企業倫理担当役員である取締役兼常務執行役員管理本部長により報告され、適切に運用されていることを確認しています。

7.会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年2月13日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）の採用を決定し、平成19年3月29日開催の第57回定時株主総会において、本対応方針の採用を決議いたしました。また、平成22年3月30日開催の第60回定時株主総会、および平成25年3月28日開催の第63回定時株主総会において、本対応方針を一部改定した上で継続することを決定いたしました。本対応方針の概要は以下のとおりであります。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付行為を行う大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付ルールは、当社の経営に影響を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会から独立した組織として弁護士等社外有識者で構成する特別委員会の助言・勧告を受け、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりであります。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出（大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した表明書を提出していただくこととします。）
- ② 大規模買付情報の提供とその開示（大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。）
- ③ 取締役会評価期間及び株主熟慮期間の設定等（当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間または90日間を取締役会による評価期間として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間満了後30日間は、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報及びこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。）

大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由は、次のとおりであります。

- ① 本対応方針に沿うものである理由
本対応方針は、当社の経営に影響を持ち得る規模の当社株式の大規模買付行為から、当社株主共同の利益を保護するという目的をもって定めたものであります。大規模買付ルールの概要は、大規模買付者に大規模買付ルール遵守表明書の提出を求め、大規模買付情報の提供とその開示後、当社取締役会による評価期間を経て、当社株主の皆様が大規模買付者からの提案に応ずるか否かについて適切な判断をしていただくものであり、当社株主共同の利益を保護するという目的に適うものであります。
- ② 株主共同の利益を損なうものではない理由
大規模買付ルールは、当社株式の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合において、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の助言・勧告を踏まえて、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じるものであり、また対抗措置の発動は当社株主の皆様からの直接の意思に依拠するものであるため、株主共同の利益を損なうものではありません。
- ③ 当社役員の地位を維持するものではない理由
当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じます。また、対抗措置の発動には当社取締役会から独立した特別委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとされているとともに、適正な運用を担保する手続も定められています。したがって、大規模買付ルールは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	109,546	流動負債	61,164
現金及び預金	27,769	支払手形及び買掛金	38,826
受取手形及び売掛金	56,397	短期借入金	800
有価証券	1,523	未払法人税等	624
たな卸資産	18,407	賞与引当金	720
繰延税金資産	1,242	製品保証引当金	920
その他	4,500	製品事故処理費用引当金	19
貸倒引当金	△293	その他	19,253
固定資産	87,475	固定負債	22,126
有形固定資産	35,739	繰延税金負債	2,571
建物及び構築物	15,952	退職給付に係る負債	11,626
機械装置及び運搬具	6,635	役員退職慰労引当金	53
土地	9,703	製品保証引当金	3,439
建設仮勘定	521	その他	4,435
その他	2,926	負債合計	83,291
無形固定資産	10,408	純資産の部	
のれん	816	株主資本	93,152
その他	9,591	資本金	20,167
投資その他の資産	41,327	資本剰余金	22,956
投資有価証券	36,206	利益剰余金	55,120
長期貸付金	848	自己株式	△5,093
繰延税金資産	2,241	その他の包括利益累計額	16,393
その他	2,499	其他有価証券評価差額金	14,040
貸倒引当金	△468	繰延ヘッジ損益	△52
		為替換算調整勘定	3,823
		退職給付に係る調整累計額	△1,419
		少数株主持分	4,185
資産合計	197,022	純資産合計	113,731
		負債・純資産合計	197,022

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	218,909
売上原価	147,543
売上総利益	71,365
販売費及び一般管理費	66,242
営業利益	5,123
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	827
受取賃貸料	124
為替差益	8
その他	402
	1,363
営業外費用	
支払利息	19
支払手数料	29
固定資産賃貸費用	91
貸倒引当金繰入額	123
その他	209
	473
経常利益	6,013
特別利益	
固定資産売却益	71
投資有価証券売却益	3
負ののれん発生益	44
受取保険金	580
製品事故処理費用引当金戻入額	114
	814
特別損失	
固定資産処分損	90
減損損失	2,444
のれん償却額	4,660
ゴルフ会員権退会損	12
関係会社株式評価損	9
製品保証引当金繰入額	1,997
	9,212
税金等調整前当期純損失	2,385
法人税、住民税及び事業税	2,166
法人税等調整額	△372
	1,793
少数株主損益調整前当期純損失	4,179
少数株主損失	220
当期純損失	3,958

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年1月1日期首残高	20,167	22,956	60,583	△5,088	98,620
会計方針の変更による累積的影響額			71		71
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,167	22,956	60,655	△5,088	98,692
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,577		△1,577
当期純損失			△3,958		△3,958
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△5,535	△4	△5,539
平成27年12月31日期末残高	20,167	22,956	55,120	△5,093	93,152

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年1月1日期首残高	10,162	991	5,185	△1,531	14,807	4,816	118,244
会計方針の変更による累積的影響額							71
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,162	991	5,185	△1,531	14,807	4,816	118,316
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,577
当期純損失							△3,958
自己株式の取得							△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,878	△1,043	△1,361	112	1,585	△631	955
連結会計年度中の変動額合計	3,878	△1,043	△1,361	112	1,585	△631	△4,585
平成27年12月31日期末残高	14,040	△52	3,823	△1,419	16,393	4,185	113,731

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	65,213	流動負債	45,679
現金及び預金	6,384	支払手形	3,877
受取手形	15,137	買掛金	32,136
売掛金	28,489	短期借入金	800
有価証券	1,523	未払金	4,837
商品及び製品	5,358	未払費用	1,261
仕掛品	18	未払法人税等	82
原材料及び貯蔵品	1,193	預り金	633
前払費用	155	前受収益	436
繰延税金資産	552	賞与引当金	564
その他	6,489	製品保証引当金	348
貸倒引当金	△90	製品事故処理費用引当金	13
		その他	688
固定資産	84,492	固定負債	15,958
有形固定資産	19,682	繰延税金負債	2,796
建物	8,459	退職給付引当金	6,589
構築物	216	製品保証引当金	2,363
機械及び装置	1,873	資産除去債務	102
車両運搬具	54	その他	4,106
工具器具備品	1,566	負債合計	61,638
土地	7,445	純資産の部	
建設仮勘定	66	株主資本	74,176
無形固定資産	4,324	資本金	20,167
借地権	9	資本剰余金	22,956
ソフトウェア	4,249	資本準備金	22,956
その他	65	利益剰余金	36,144
投資その他の資産	60,484	利益準備金	1,294
投資有価証券	35,546	その他利益剰余金	34,850
関係会社株式	14,751	技術研究積立金	250
関係会社出資金	6,026	配当準備積立金	160
長期貸付金	18	設備投資積立金	500
関係会社長期貸付金	2,916	退職給与積立金	130
固定化営業債権	136	土地圧縮積立金	21
長期前払費用	233	価格変動積立金	54
その他	1,187	特別償却準備金	580
貸倒引当金	△331	別途積立金	25,609
資産合計	149,705	繰越利益剰余金	7,545
		自己株式	△5,093
		評価・換算差額等	13,891
		その他有価証券評価差額金	13,945
		繰延ヘッジ損益	△53
		純資産合計	88,067
		負債・純資産合計	149,705

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		151,805
売上原価		114,310
売上総利益		37,495
販売費及び一般管理費		35,105
営業利益		2,389
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,281	
受取賃貸料	225	
為替差益	11	
その他	137	1,656
営業外費用		
支払利息	15	
固定資産賃貸費用	189	
貸倒引当金繰入額	45	
その他	28	278
経常利益		3,767
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	3	
受取保険金	573	
製品事故処理費用引当金戻入額	34	620
特別損失		
固定資産処分損	71	
減損損失	793	
関係会社株式評価損	6,557	
ゴルフ会員権退会損	12	
製品保証引当金繰入額	1,997	9,431
税引前当期純損失		5,043
法人税、住民税及び事業税	556	
法人税等調整額	217	773
当期純損失		5,817

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
資本準備金		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
平成27年1月1日期首残高	20,167	22,956	1,294	41,975	43,269	△5,088	81,305
会計方針の変更による累積的影響額				270	270		270
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,167	22,956	1,294	42,245	43,540	△5,088	81,576
当期中の変動額							
剰余金の配当				△1,577	△1,577		△1,577
当期純損失				△5,817	△5,817		△5,817
自己株式の取得						△4	△4
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)							
当期中の変動額合計	—	—	—	△7,395	△7,395	△4	△7,399
平成27年12月31日期末残高	20,167	22,956	1,294	34,850	36,144	△5,093	74,176

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年1月1日期首残高	10,083	991	11,074	92,379
会計方針の変更による累積的影響額				270
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,083	991	11,074	92,650
当期中の変動額				
剰余金の配当				△1,577
当期純損失				△5,817
自己株式の取得				△4
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	3,862	△1,045	2,817	2,817
当期中の変動額合計	3,862	△1,045	2,817	△4,582
平成27年12月31日期末残高	13,945	△53	13,891	88,067

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原田大輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 俣野広行 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノーリツの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原田大輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 俣野広行 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノーリツの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月10日

株式会社ノーリツ 監査役会

常勤監査役 明 里 一 平 ㊟

常勤監査役 澤 田 考 之 ㊟

社外監査役 永 原 憲 章 ㊟

社外監査役 高 橋 秀 明 ㊟

以上

